

真の地方分権改革を着実に実現することを求める意見書

「三位一体の改革」は、構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、効率的な行財政運営の確立を目指すものであるが、政府・与党は11月30日、総額4兆円の国庫補助金削減と3兆円規模の税源移譲を来年度までに実行する改革案について正式に合意した。

この内容には、補助金について、生活保護費を削減の対象から外し、施設整備費を対象に採り入れるなど、一部において地方六団体の意見が反映されているものの、児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も含まれている。

今回の合意内容は、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階として認められるが、引き続き平成19年度以降も更なる改革を進めていくことが必要である。

よって、国会及び政府においては、真の地方分権改革を着実に実現するため、下記の項目を実施するよう強く要望する。

記

- 1 平成18年度の地方交付税は、閣議決定を踏まえ、所要総額を確保すること。
- 2 税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。
- 3 地方財政計画と決算のかい離は、引き続き同時一体的な規模是正を行うこと。
- 4 「三位一体の改革」を実のあるものとするため、「国と地方の協議の場」を制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)12月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

(提出者) 全議員